

2022年11月21日

各位

会 社 名 株 式 会 社 M T G 代表者名 代表取締役社長 松 下 剛 (コード番号:7806 東証グロース) 問合せ先 専務取締役CFO 吉 髙 信 (TEL, 052-307-7890)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 12 月 22 日 開催予定の 当社第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたしま す。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

	「下豚部は変更部分を小しより。」
現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類 及び連結計算書類に記載又は表示をすべき 事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法で 開示することにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。	_(削除)_
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとるものと する。 2 当社は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部又は一 部について、議決権の基準日までに書面 交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。
(新設)	(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 1.2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 2.本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更の効力発生日

定款変更のための定時株主総会開催日 2022 年 12 月 22 日 (予定) 2022 年 12 月 22 日 (予定)

以上